

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 嶋 幸一

1 日 時

平成26年3月5日（水） 午前10時33分から
午後 1時32分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

嶋幸一、戸高賢史、衛藤明和、濱田洋、藤田正道、平岩純子、小野弘利

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係の職・氏名

土木建築部長 畔津義彦 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第53号議案のうち本委員会関係部分、第62号議案、第63号議案及び第69号議案については、原案のとおり可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 平成26年度の組織改正について、指定管理施設における利用料金の改定について、アセットマネジメントの推進について、平成24年梅雨前線豪雨災害の復旧状況について、大分臨海部地震・津波対策検討会について及び県営住宅管理代行の開始について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主任 吉野美穂
政策調査課調査広報班 主幹 田崎真佐恵

土木建築委員会次第

日時：平成26年3月5日（水）本会議終了後

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

(1) 付託案件の審査

第 53号議案 平成25年度大分県一般会計補正予算（第3号）
（本委員会関係部分）

第 62号議案 平成25年度大分県臨海工業地帯建設事業
特別会計補正予算（第1号）

第 63号議案 平成25年度大分県港湾施設整備事業
特別会計補正予算（第2号）

第 69号議案 損害賠償の額を定めることについて

(2) 諸般の報告

①平成26年度の組織改正について

②指定管理施設における利用料金の改定について

③アセットマネジメントの推進について

④平成24年梅雨前線豪雨災害の復旧状況について

⑤大分臨海部地震・津波対策検討会について

⑥県営住宅管理代行の開始について

(3) その他

3 協議事項

(1) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

嶋委員長 ただいまから、委員会を開きます。

本日審査をいただく案件は、今回付託を受けました議案4件であります。この際、これらを一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、第53号議案平成25年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

畔津土木建築部長 第53号議案平成25年度大分県一般会計補正予算（第3号）の総括的な内容について、ご説明いたします。

お手元の土木建築委員会資料の1ページをお開き願います。平成25年度3月補正予算説明資料となっております。

まず、今回の土木建築部に係る補正予算額ですが、1の補正予算額の表の中ほどの列に記載しておりますとおり、一般会計につきましては、上から総務費が4億3,787万7千円の減額、2つ下の土木費が14億4,273万3千円の増額、このうち、その下にありますように、国の経済対策補正予算の受け入れ分として、69億8,631万3千円を増額しております。

その下、災害復旧費が71億7,152万4千円の減額、総額で61億6,666万8千円の減額をお願いしております。その左側の、既決予算額848億6,277万3千円から、今回の補正予算額61億6,666万8千円を減額いたしますと、その右の計の欄にありますとおり、補正後の土木建築部の歳出予算総額は、786億9,610万5千円となります。

今回の補正の主な点は、国の好循環実現のための経済対策予算を積極的に受け入れ、橋梁やトンネル等道路施設の老朽化対策や、道路のり面の防災対策、豪雨災害からの復興に係る河川等の浸水被害・土砂災害対策に加え、東九州自動車道及び庄の原佐野線等、地域高規格道路のインフラ整備を進めるための公共事業費等の増額によるものと、年度当初に万一の災害に備え、あらかじめ確保しておりました災害関連事業費と災害復旧費について、今年度は大きな災害が幸いなことに発生しなかったことに伴い、大幅に減額したことによるものでございます。

次に、計の欄の下に内訳を記載しております。

公共事業は、56億9,756万7千円の減額としておりますが、その下の括弧書きにありますように、このうち、国の経済対策の受け入れ分として、59億8,631万3千円を増額をお願いしております。

その下、一般公共事業は、51億6,702万7千円の増額としており、その下の括弧書きにありますように、このうち、国の経済対策受け入れ分といたしまして、48億3,326万5千円を増額をお願いしております。

主な事業の内訳としましては、道路事業や河川事業、さらに都市計画事業などについて、国の補正予算の受け入れや、年度当初の国内示額が見込みを上回ったことから、増額をお願いするものです。

その下の災害関連事業費は、21億2,938万9千円の減額としており、その下の括弧書きにありますように、このうち、国の経済対策受け入れ分として、1億6,222万4千円の増額をお願いしております。

災害関連事業と災害復旧事業は、万一の災害に備え、あらかじめ、年度当初より所要額を確保していたものですが、24年度の災害に係る過年度執行額の確定及び25年度の現年災害の発生が少なかったことに伴い、減額をお願いするものです。

その下の、国の直轄事業負担金は、16億6,932万円の減額としており、その下の括弧書きにありますように、このうち、国の経済対策受け入れ分として、9億1,166万7千円の増額をお願いしております。

主な事業の内訳といたしましては、国の経済対策予算の受け入れにより、平成26年度開通に向けた東九州自動車道の負担金など増額となった事業があったものの、道路事業の国直轄道路事業負担金などで、年度当初の国内示額が見込みを下回った事業もあるため、補正額全体では、減額をお願いするものです。

なお、東九州自動車道の佐伯―蒲江間につきましては、今回の補正予算及び26年度当初予算をあわせ、開通に必要な残事業費140億円を確保するために必要な負担金を計上しております。

その下の住宅建設では、主に国の経済対策予算を受け入れ、公共の既設県営住宅改善事業費などで、7,867万7千円の増額をお願いしております。

下から2つ目になりますが、非公共事業は、4億6,910万1千円の減額をお願いしております。主な内訳ですが、国の経済対策分として、橋梁やトンネルなどの道路施設点検に係る道路橋梁調査費を、10億円増額しておりますが、公共用地先行取得事業費の貸付金額の確定による減額や、給与改正に係る職員人件費の減額などから、補正額全体では減額をお願いするものです。

次に下の欄の、特別会計ですが、臨海工業地帯建設事業特別会計が、2,018万9千円の増額で、港湾施設整備事業特別会計は、731万2千円の増額をお願いしております。

続きまして2の債務負担行為の補正ですが、追加分といたしまして、11件、30億3,304万5千円の増額、変更分といたしまして、5件、24億3,714万3千円の減額をお願いしております。

追加分の主な内訳としましては、県単独の公共事業の債務負担行為、いわゆるゼロ県債について30億円の追加をお願いしております。

次に3の繰越明許費ですが、一般会計では、公共事業で575件、308億7,664万7千円、単独事業で224件、43億9,158万8千円、合計では799件、352億6,823万5千円の限度額をお願いしております。

その右側の港湾施設整備事業特別会計では、2件、7,100万円の限度額をお願いしております。

本年度の事業執行に当たりましては、上半期発注率74%と高い目標を掲げ、年度内完成に向けて鋭意取り組んできたところではありますが、国の経済対策予算の受け入れによるもの、また、関係機関や地権者との協議・調整に不測の時間を要し、年度内の完了が困難と見込まれるものについて、繰越限度額の承認をお願いするものです。

これらの事業につきましては、これから年度末まで事業の進捗を図り、繰越額をできる

だけ少なくするよう引き続き努力してまいります。

以上を持ちまして、私からの総括的な説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、関係課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

甲斐土木建築企画課長 土木建築企画課関係の補正予算のうち、主なものについて、ご説明いたします。平成25年度補正予算に関する説明書の291ページをお開き願います。

まず、第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費では、目計で8億1,292万5千円の減額をお願いしております。

次に292ページをお開き願います。

その主な内訳としまして、事業名欄の一番上の諸費4,224万4千円の増額ですが、これは、平成25年9月3日に発生した、大分港鶴崎地区東岸壁の陥没事故について、国家賠償法第2条1項の規定に基づき、港湾管理者である県が賠償金を支払うものです。

本事案につきましては、後ほど第69号議案損害賠償の額を定めることについてで、港湾課からご説明いたします。

次に293ページをごらんください。

第2目建設業指導監督費では、目計で6,269万4千円の減額をお願いしております。主なものとしましては、事業名欄の上から2行目の建設業育成指導費5千万円の減額で、これは、建設業育成資金貸付金の額の確定によるものです。

続きまして、債務負担行為について、ご説明いたします。債務負担行為の内容については、先ほどの土木建築委員会資料でご説明しますので、資料の2ページをお開き願います。

一覧中、備考欄にゼロ県債とあるものにつきましては、緊急を要する道路工事や、出水期前の対応等が必要な河川・砂防工事について、事業効果の早期発現を図るとともに、公共工事の発注平準化のために、翌年度事業を前倒して年度内に発注するものです。

10番目のハーモニーパーク管理運営委託料並びにその下の大洲総合運動公園及び総合体育館管理運営委託料につきましては、消費税率の改正に伴い、指定管理委託料の増額を行う必要があることから、新たに債務負担行為の設定をお願いするものです。

下の表は、債務負担行為の変更分の一覧です。

一番上の国道217号道路改良事業の5億5千万円の減額につきましては、用地交渉が完了しなかったため、年度内のトンネル工事着工が困難となったことによるものです。引き続き早期の用地取得に努め、来年度の工事着手を目指しますが、平成25年度設定の債務負担行為につきましては減額をお願いするものです。

2番目の県道高崎大分線道路改良事業の18億円の減額につきましては、線路下の工事に係るJRとの工法協議が年度内に完了せず、本年度内の着工が困難となったため、債務負担行為の減額をお願いするものです。

そのほかは、備考欄にありますとおり、事業費の確定並びに指定管理者の決定に伴う減額となります。

次に繰越明許費について、当部関係分をご説明いたします。

資料が変わり恐縮ですが、平成26年3月大分県議会定例会議案（追加議案）の14ページをお開き願います。

繰り越しの主な要因としましては、用地取得に伴う地元協議に時間を要したことや、国

の補正予算の成立が2月6日となったことに伴い、年度内の工事完了が困難となったことから、繰越限度額の承認をお願いするものです。

まず初めに、第2款総務費第2項企画費の水源地域振興対策費で1億1,127万円の限度額の承認をお願いしております。

次に17ページをお開き願います。

第6款農林水産業費第3項農地費では、事業名欄の上から3番目の農業集落排水事業費で、1,500万円の限度額の承認をお願いしております。

次に20ページをお開き願います。第8款土木費につきましては、合計で342億3,802万4千円の限度額の承認をお願いしております。

第1項土木管理費につきましては、県有建築物防災対策推進事業費などで1億6,294万6千円、次の21ページ、第2項道路橋梁費では、道路橋梁調査費などで、223億8,341万2千円の限度額の承認をお願いしております。

22ページをお開き願います。

第3項河川海岸費では、河川海岸改良事業費などで73億4,439万4千円の限度額の承認をお願いしております。

続きまして、23ページをごらんください。

下から2行目の第4項港湾費では、港湾調査費などで11億6,406万8千円の限度額の承認をお願いしております。

24ページをお開き願います。

第5項都市計画費では、街路改良事業費などで28億7,048万円、第6項住宅費では、既設県営住宅改善事業費で3億1,272万4千円の限度額の承認をお願いしております。

最後に26ページをお開き願います。

第11款災害復旧費第2項の土木施設災害復旧費については、単独の災害復旧事業費と、公共の災害復旧事業費、河川課分の2事業合計で、9億394万1千円の限度額の承認をお願いしております。

以上、一般会計の総計では、352億6,823万5千円の繰越限度額の承認をお願いしております。これらの事業につきましては、これから年度末まで、事業の進捗を図ることで、繰越額を出来るだけ少なくするよう引き続き努力してまいります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

鈴木道路課長 道路課関係の補正予算の主なものについてご説明いたします。

資料が変わり恐縮ですが、平成25年度補正予算に関する説明書にお戻りいただきまして、296ページをお開き願います。

第2項道路橋梁費第1目道路橋梁総務費について、目計で11億9,228万5千円の増額をお願いしております。

主な事業の内訳といたしましては、事業名欄の一番下、道路橋梁調査費11億8,423万6千円の増額は、国の経済対策による補正予算を活用し、トンネルなどの道路施設の点検を実施するものです。

次に、298ページをお開き願います。

第3目道路新設改良費について、目計で2億6,149万3千円の減額をお願いしてお

ります。

次の299ページをごらんください。

主な内訳といたしまして、事業名欄の上から4行目、公共の道路改良事業費2億4,620万円の減額としておりますが、国の事業費が確定したことに伴うものでございます。

その下の、公共の地域活力基盤道路改良事業費13億6,570万9千円の増額は、国の補正予算を活用してインターチェンジへのアクセス道路や通学路等の道路改良を実施するものです。

その下の、公共の国直轄道路事業負担金13億3,264万5千円の減額は、国の直轄事業の事業費が確定したことに伴うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

亀井道路保全整備室長 道路保全整備室関係の補正予算の主なものについてご説明いたします。

297ページにお戻りください。

第2目道路維持費について、目計で19億2,132万円の増額をお願いしております。

298ページをお開き願います。

主な事業の内訳として、事業名欄の上から2行目の、公共の地域活力基盤交通安全事業費15億4,444万8千円の増額と、その下の地域活力基盤舗装道補修事業費5億3,107万2千円の増額は、当初予算内示額が見込みを上回ったことや国の経済対策による補正予算を受け入れるものでございます。

次に、300ページをお開き願います。

第4目橋梁維持費について、目計で5億9,160万6千円の増額をお願いしております。

主な事業の内訳といたしまして、事業名欄一番下の、公共の地域活力基盤橋梁補修事業費5億7,959万2千円の増額は、国の補正予算を活用して老朽化した橋梁の補修などを実施するものです。

以上で説明を終わります。

菖蒲河川課長 河川課関係の補正予算のうち、主なものについて、ご説明いたします。

恐れ入りますが、127ページにお戻り願います。

第2款総務費第2項企画費第2目企画調査費ですが、河川課分として事業名欄一番上の耶馬溪ダム水源対策費について、488万1千円の増額をお願いしております。

これは、耶馬溪ダムの管理費負担金が、過年度精算分の上乗せなどにより、本年度の見込み額を上回ったものです。

その下の水源地域振興対策費、4億4,087万2千円の減額は、大山ダム水源地域において実施主体の日田市が振興事業の計画の見直したことに伴い、事業費負担金が減額となったものです。

次に飛びまして、302ページをお願いします。

第8款土木費第3項河川海岸費第1目河川総務費について、目計で1,935万8千円の減額をお願いしております。

主な事業の内訳としまして、事業名欄上から3行目の河川海岸維持管理費、970万5千円の減額ですが、これは、芹川・北川ダムの管理者負担金が見込みを下回ったことなど

によるものです。

続いて303ページをごらんください。

第2目河川改良費について、目計で4億8,651万8千円の増額をお願いしております。

主な事業の内訳としまして、次の304ページ、事業名欄上から2行目の公共の広域河川改修事業費から、下から2行目の公共のダム情報基盤総合整備事業費までの8事業については、国の経済対策による補正予算の受け入れなど、国庫補助事業費の確定に伴い、増減が生じたものであります。

事業名欄の一番下の公共の国直轄河川事業負担金、3億7,283万7千円の減額は、国の事業費が確定したことに伴うものです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

渡邊港湾課長 港湾課関係の補正予算のうち主なものについてご説明いたします。

305ページをごらんください。

第3目海岸保全費について、目計で7,125万5千円の減額をお願いしております。

主な事業の内訳としまして、事業名欄上から3行目の、公共の高潮対策事業費から公共の津波危機管理対策緊急事業費は、国庫補助事業でございまして、補助事業費の確定によるものでございます。

次に、309ページをお開き願います。

第4項港湾費第1目港湾管理費について、目計で3,887万9千円の減額をお願いしております。

主な事業の内訳としまして、事業名欄一番下の港湾施設整備事業特別会計繰出金の2,135万9千円の減額は、平成24年度決算において繰越金が生じたこと及び、使用料収入が当初見込みを上回ったことにより、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

次に、310ページをお開き願います。

第2目港湾建設費について、目計で3億6,389万9千円の増額をお願いしております。

主な事業の内訳としまして、事業名欄上から3行目の、公共の重要港湾改修事業費から、下から2行目の公共の港整備交付金事業費までの5事業は、国庫補助事業でございまして、その増額は補助事業費の確定に伴うものでございます。

その下の公共の国直轄港湾事業負担金8,514万5千円の減額は、国が行っている中津港、別府港、大分港、佐伯港の整備事業費の確定に伴うものでございます。

次に、311ページをごらんください。

第3目空港建設対策費について、目計で324万円の減額をお願いしております。

内訳としまして、公共の国直轄空港事業負担金による減額で、これは、国が行っている大分空港の整備事業費の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。

村岡砂防課長 砂防課関係の補正予算のうち、主なものについてご説明いたします。

恐れ入りますが、306ページにお戻り願います。

第3項河川海岸費第5目砂防費について、目計で21億804万円の減額をお願いして

おります。

次の307ページをごらんください。

主な事業の内訳としまして、事業名欄上から2行目の公共の火山砂防事業費の増額ですが、これは国の経済対策による補正予算の受け入れなどによるものです。

また、事業名欄下から4行目の公共の砂防災害関連事業費から一番下の公共の緊急急傾斜地崩壊対策事業費まで4事業は、災害が発生した場合の緊急対策として、あらかじめ予算計上しているもので、採択基準を満たす災害が平成25年度はなかったため減額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

宮崎都市計画課長 都市計画課関係の補正予算のうち、主なものについて、ご説明いたします。

313ページをお開き願います。

第5項都市計画費第3目街路事業費について、目計で3億158万4千円の増額をお願いしております。

次の314ページをお開き願います。

主な事業の内訳ですが、事業名欄上から2行目、公共の都市計画街路事業費2億5,778万3千円の増額と、その下、公共の地域活力基盤街路改良事業費1億4,033万4千円の増額は、国の経済対策による補正予算の受け入れや、当初予算内示が見込みを上回ったことなど、国庫補助事業費の確定に伴い増額するものです。

また、その下、公共の連続立体交差事業費7,741万9千円の減額は、精算によるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

平野公園・生活排水課長 公園・生活排水課関係の補正予算のうち、主なものについてご説明いたします。

315ページをごらんください。

第4目都市環境整備費について、目計で5,112万9千円の減額をお願いしております。

主な事業の内訳といたしまして、事業名欄の上から3行目の公園維持管理費の111万1千円の増額ですが、これは大洲総合運動公園等の指定管理者管理運営委託料の変更によるものです。

その下の県営都市公園施設整備事業費の1,524万8千円の減額ですが、これは大分スポーツ公園総合競技場改修事業費等の精算によるものです。

その下の大分スポーツ公園等管理運営事業費の683万1千円の増額ですが、これは指定管理者管理運営委託料の変更によるものです。

その下の生活排水処理施設整備推進事業費の3,908万4千円の減額は、→の説明欄にあります、浄化槽設置整備事業費補助2,105万9千円の減によるもの、次のページの下水道整備費等交付金1,703万4千円の減によるもので、これらは、市町村事業費の確定によるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

山本建築住宅課長 建築住宅課関係の補正予算のうち、主なものについてご説明いたしま

す。

少し戻りまして、293ページをお開き願います。

第1項土木管理費第3目建築指導費について、目計で1,466万7千円の増額をお願いしております。

これは、建築基準法施行事務費の増額で、建築基準法の改正により、平成19年度から、建築確認時に一定の建築物に対する構造計算適合性判定が義務づけられましたが、その判定件数の増加により、業務に要する経費が当初の見込みを上回ったためです。

次に少し飛びまして317ページをお開き願います。

第6項住宅費第1目住宅管理費について、目計で8,355万2千円の減額をお願いしております。

主な事業の内訳といたしまして、事業名欄下から3行目のおおいた安心住まい改修支援事業費について、4,083万円の減額をお願いしております。

平成25年度は、収入要件を一部緩和するとともに、各土木事務所の管内事業者への説明会や広報誌・新聞への掲載等により積極的に周知を図りましたが、大分市・杵築市で予算が措置されなかったこと等から、申請件数が、当初の見込みを下回ったためです。

以上で説明を終わります。

黒木公営住宅室長 公営住宅室関係の補正予算のうち、主なものについてご説明いたします。

引き続き317ページをごらんください。

第1目住宅管理費のうち、公営住宅室分として、事業名欄一番下の県営住宅等管理対策事業費について、433万1千円の減額をお願いしております。

これは、県営住宅の家賃滞納者等に対する明け渡し請求訴訟等に要する経費が、当初の見込みを下回ったためです。

318ページをお開き願います。

事業名欄1番目の公営住宅管理システム開発事業について、473万8千円の減額をお願いしております。これは、入札結果によるものです。

次に、第2目住宅建設費について、目計で7,609万5千円の増額をお願いしております。

主な事業の内訳といたしまして、事業名欄上から3行目の公共の既設県営住宅改善事業費7,997万5千円の増額は、国の経済対策による補正予算を活用して、敷戸住宅の全面的改善工事等を前倒しして実施するためです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

永松施設整備課長 施設整備課関係の補正予算のうち、主なものについてご説明いたします。

少し戻りまして、294ページをお願いいたします。

第1項土木管理費第4目営繕費について、目計で661万円の増額をお願いしております。

主な事業の内訳といたしまして、事業名欄上から2行目の県有建築物防災対策推進事業費919万7千円の増額は、県庁舎新館の受変電設備等が、現在、地下2階にありますので、津波対策として、地上3メートル以上の階に移設する工事の設計委託を行うため増額

したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

田原高速道対策局長 高速道対策局関係の補正予算についてご説明いたします。

292ページにお戻り願います。

第1目土木総務費のうち、事業名欄上から3行目の高速自動車道調査受託事業費について、56万9千円の減額をお願いしております。

これまで、東九州自動車道県境一中津一字佐間の用地取得をNEXCO西日本との協定のもと進めてまいりましたが、今年度用地取得が完了したため、あわせて本事業も終了となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

平岩委員 1点、債務負担行為の補正の部分で、国道217号道路改良事業が用地取得がまだ完了しないでということをおっしゃっていただけですけれども、具体的にどういう状況なのかというのをちょっと教えてください。

鈴木道路課長 217号線の道路改良事業でございますけれども、トンネルが2本ありますけれども、そのうちの1本のトンネルのほうで、トンネルの坑口部において用地の取得が必要な状態にありました。状況といたしましては、今のところ、用地の測量、境界立ち会いが完了していない状況になります。これは地すべりの防止区域内を通過する工事になっておりまして、対策工が必要になってこうした検討を進めてまいりました。その結果、用地の測量、境界立ち会いも実施中なんですけれども、県外在住の地権者もいまして、残り8名の状態でして、完了までに少し時間を要する状況でございます。境界立ち会いにつきましては、3月末までに完了する見込みとなっておりますので、来年度早々には用地取得を完了させまして、来年度中には工事の発注を目指すということで1年おくれるという状況になってございます。

以上です。

平岩委員 わかりました。じゃ、地権者の方が土地を譲らないということじゃなくて、境界立ち会いの作業がまだ難しいということですね。

鈴木道路課長 ご指摘のとおりでございます。

平岩委員 ありがとうございます。

濱田委員 全体的な印象として、非常に出入りが多く感じるんですけどね、これは例年こんなふうだったですかね。ことし特別というようなあれはないのか。それから、特に去年おととしの水害もいろんな復旧工事も含めて、総合的に不落が各土木事務所等の工事、特に人手不足等で、また技術者不足で不落になっておると。今、この割合というのは大体どの程度あるのか。また、それによってこういうようなマイナスとかいろんなものが、総合的に工事のおくれとか、そういう影響というのはどんなぐあいなのか、その辺をお願いします。

畔津土木建築部長 まず最初の、全体の出入りの大きさというご質問でございましたけれども、やはり比較的大きな補正予算が国のほうで組まれたということで、そちらを積極的に受け入れようという動きをいたしました。それと、先ほど申し上げました、幸いにして

今年度は災害がなかったということで、あらかじめ積んでございました災害関係費が減額できることになったと、その出入りの大きさによるものと思われま

阿部公共工事入札管理室長 入札の状況についてお答えいたします。

25年度に入りまして、工事の入札におけます不調、不落という発生状況でございますが、昨年から見ましてかなり増加しているというのが実態でございます。内訳といたしましては、発生の割合がこの1月まででございますけれども、全発注工事件数に対して約1割の入札の不調が発生しております。これに対しまして、速やかに契約を結ぶための新たな設計の見直しであるとか、あるいは管内の受注状況等勘案しながら、再度、発注、入札を行いながら、件数でいいますと、そのうちの1割に相当する箇所が187カ所ございましたが、現時点では68カ所の残となっております。これにつきましても、3月中の発注見込みも含めまして、改めて工事の発注をしておるという状況でございます。したがって、入札の不調に対しては、そういった取り組みを行いながら契約に結びつけているというのが現状でございます。

濱田委員 いわゆる不調というのはいろんな原因があると思うんですけども、純粹に、実は2月にうちのほうで破産というか、倒産が1件あったんですね、建設業で。これだけ仕事が多い、しかも落札ができない、そういう不調なんかがあるときに、純粹に何で倒産するのかなど。仕事多いんですよ。もちろん会社というのは累積のいろんなものがありますから、一概に今だけを見て言えないんですけども、その辺に総合的な土木行政の、何かどこか少しずれちよところがあるんじゃないかなというふうな気がするし、また土木業者の育成というのは、さっき指導とか建築業が変わったとかいろいろありましたけれども、そういう面についての基本的な考え方はどんなんですかね。

畔津土木建築部長 不調、不落のお話もございましたけれども、昨年、一昨年の豪雨災害による被災の復旧ということで、非常に建設業界、頑張っていたいただきましたけれども、やはり過去からの建設業全体の予算の低下というのが大きく響いているというふうに感じております。そういう状態の中で建設予算のほうは人員や資材、機械類を手放していったという経緯がございまして、今回、災害と、それからその後の大型補正への対応ということで、仕事のほうはそれなりにあったと思うんですけども、なかなか仕事が進められないという状態が発生したと思っております。

それに対しましては、私どもも仕事をしっかり受けていただくための作戦として、業界のほうの迅速な設計の資材費の反映ですとか、あるいは国のほうが動きましたけれども、人件費、労務費の単価のアップ、これも昨年とことし2月も行いました。そういうことで、受け入れやすい環境づくりに今努めているところでございます。

一方で、長い目で見ますと、業界、人手不足という状態が続いておりますので、技術者をしっかり受け入れてもらうための環境づくりを、今、建設業協会と意見交換をしながら進めているという状態でございます。

今、ありました倒産というお話、点々でございますけれども、過去からの経緯を見ますと、最近の倒産件数といったものは絶対数としては少なくなっているというふうに認識しております。

以上です。

濱田委員 いわゆる不落とか、地域、例えば、土木事務所の管内でどうしても不調に終わ

ると、こういうのがふえてきたときに、従来の考え方をもっと広げて、広域的に業者を選択するとか、その辺の今の考え方というのはどうなっているんですかね。

阿部公共工事入札管理室長 今回の不調におきましても、いろんな原因を調べております。まず、県内の状況ですが、不調の発生エリアは全域ではございませんで、やはり災害等の発生したエリアを中心に、あるいは他の発注機関、国であるとか市町村も含めて、民間工事も含めて多い大分地区が顕著にあらわれております。そういうところの状況を見ますと、業者数と工事数という関係がやはりございますので、適宜、対象業者の範囲を見直しをするとか、そういった柔軟な対応はとっております。特に農林水産部の関係の工事でありますと、かなり振興局単位に広げるとか、そういう取り組みをされているということで、それで不調の解決に向けているというふうに伺っております。

濱田委員 これは今とまた違う観点ですけれども、今度の雪害ですね。我々の玖珠土木事務所では、今回、本当によくやっていただいて、いつも苦情というか、早う雪をどけんかと、除雪せんかというのが例年あるんですけれども、今回は1件あったけど、もうすぐ次の日に対応したんで、ほとんどなかったんですが、県全体として、特に豊肥地区が雪が多かったんで、その辺の除雪作業、これの状況というのはどんな状況だったですか。

亀井道路保全整備室長 今回の2月13日から14日、続きまして2月17日から18日の雪害の状況についてですが、県下全域で降っておりまして、特に日ごろ降っていない、委員おっしゃられたような豊肥、あるいはそういったところも多く降っております。

実際には、全面通行どめが国道関係で7路線、県道関係で62路線、全部で70路線ほどありまして、すごく多くてどうしようもならないというような状況になりましたので、各事務所とも災害対応という形で、通常であれば、路線ごとに張りつけしている業者さんだけに頼むんですけど、そこではおさまらないということで、協会にお願いして、全部の協会員で対応しているといった状況になっております。

小野委員 濱田委員と同じ観点なんですけど、年度当初に、私、こういう質問をした覚えがあるんですが、安倍政権に変わってから国土強靱化政策という名の公共事業をもっとふやしていくという、そのことが地方の土木行政なり、それから地方の業者にどう関係してくるのかという話をずっと思いながらきょうまで来ているんですが、今の実態等をお伺いする中で、今、政府が進めている政策と県レベルの土木行政、さらには一部大手の事業者と地域の小さな事業者、そういったところの関係というのを今の段階でどうまとめて思えばいいのかなということ。

畔津土木建築部長 強靱化というテーマでは、私どもにとりましては、防災対策、減災対策が着実に進められるという観点で非常にいいものだと考えております。業界にとりましても、従来、非常に仕事が少なくなっている、予算が少なくなっているという中では、必要な公共事業を進めるという、仕事がふえるということで、地域の大手から中小に至るまで、比較的仕事の量として確保できたものと考えていますけれども、一方で、先ほど申し上げましたけれども、過去から非常に厳しい環境に置かれていたという中で、業界が縮小傾向にございまして、やはり人手不足、そしてまた、建設業特有の3Kと言われる職場ですから、若者がなかなか入ってこないという状況もございまして、建設業をこれからどうしていくのかという課題が改めてクローズアップされたというふうに考えております。これは業界の魅力をアップしなきゃいけないという意識が今、建設業の中にも非常に強くな

ってきておりますので、それはそれでいい影響だと考えております。ただ、課題はこうした予算が非常に大きくぶれることが、業界にとっては必ずしもよろしくないといいますが、経営上問題だというふうに聞いておりますので、そこが今これからどうしていくのかという問題だと思いますし、私どもも着実にそういう防災、減災対策を進める上で、業界の力というのは大事だと考えていますので、優秀な業者を育てていくという観点がこれからも必要だというふうに考えております。

以上です。

小野委員 今言ったように、私の地元も、非常に元気のよかった業者がぼつっと、こういう政策の変換と同時にと言うとおかしいんですけども、時期が一緒に来たんだという、そういう現実の問題も大変だなと、こういうふうに思いました。

衛藤委員 交通安全のほうでちょっとお聞きしたいんですけど、追加議案も交通安全事業費とか道路改良費が出ていますが、昨年、非常に交通事故が多かった。その中でも特に道路横断中の死亡事故が多かったということなんですけど、交差点あたりは結構横断歩道も明るくて見やすいんですけど、交差点がない、道路の途中で横断歩道がありますわな。あそここのところは照明がないんですよね。あるのもあるけど、ないところが結構あって、要するに歩道上の照明というか、あそこを渡る特にお年寄りとか、夜ですね。それから、学生が部活か何かで遅くなって、夜暗くなって帰るときなんか、横断歩道を渡るときに間一髪とかいうのがあるようなので、そういったことの照明をつけるという、そういったお考えがあるかないのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

亀井道路保全整備室長 照明灯の問題でございますけど、交通事故の危険性がある場合については、警察と一緒に現地等を確認させていただいておりますので、警察と一緒に現地を見ながら、必要性があれば設置しておる状況になっております。

衛藤委員 それは予算はどっちなの、警察なのか、土木か。

亀井道路保全整備室長 いえ、歩行者とか自転車なんかの交通弱者対策の事業費としまして9千万円ほどございまして、その中で設置をしている状況です。

衛藤委員 それならおたくにあるわけね。

亀井道路保全整備室長 はい。

衛藤委員 わかりました。それではまた、相談に行きますからよろしくお願ひします。

嶋委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第62号議案平成25年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

渡邊港湾課長 第62号議案平成25年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算（第1号）について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書の448ページをお開きください。

歳入の主な内容でございますが、まず、項目欄の1財産収入2,504万2千円の増額は土地の貸し付けに係る増収によるものでございます。

その下の繰入金686万3千円の減額は、起債の金額が確定したことにより、減債基金からの繰入金が減額となったものでございます。

次の449ページをごらんください。

歳出の内容でございますが、項目欄の1土地造成費のうち、事業名欄1番上の6号地事業費2、705万2千円の増額は、土地貸し付けによる収入増に伴う減債基金への積み立て金等によるものでございます。

次の公債費686万3千円の減額は、歳入と同様に起債の金利が確定したことによる補正をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

嶋委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

濱田委員 現地をよく、臨海工業地帯、わかっていないんですけども、総合的に、これはいつまで、どんな形でずっと継続して臨海工業地帯の工業用地建設事業というのは続くんですかね。

渡邊港湾課長 臨海工業地帯の造成につきましては既に終了しております、6号新築等、管理のほうを行っている。借入金を受けて建設しておりますので、その返済と、そういったことと、それと土地の管理、維持管理から収入、貸し付けておりますので、その貸し付けの収入等の管理を行っています。

濱田委員 企業誘致等も含めて、工業用地が総体では大分県はもう余っちゃおんと思うんですね、工業団地とかいろいろやっておる。その中で、もちろん臨海の特徴もあるし、また我々のほうの玖珠工業団地等の山間部のいろんな役目があると思うんです。だから、総合的にやはりこういう特別会計をつくって、ずっとやってきておって、ある程度のところでもうとめたり、あるいは役目を、少し総合的に工業団地をつくっておきながら、やっぱり相手があることですから。海岸端がいい企業もあろうし、山のほうの立地がいいという企業もあろうと思うんです。だけど、総合的には今後どんなふうにやっていくかという観点も、私は土木の観点からも必要じゃないかなというふうなことを思っておるんですが、部長、どういうふうに思いますか。

畔津土木建築部長 今、委員おっしゃられたように、社会経済情勢に多く作用されるところが多いんですけども、例えば、大分の臨海部、確かに建設事業費で造成したにもかかわらず、まだ遊休地となっているところがございまして、かなりのエリアに多くの企業が立地しまして、国内でも有数の臨海コンビナートを構成しております。この産出率、最近ちょっと私も数字等を見ましたけれども、全国区の産品をつくって、貴重な工業地帯になっております。そういう効果もございまして、また内陸部でも北部の工業団地もダイハツ効果といましようか、ダイハツ九州の立地に伴いまして、いろいろな会社が立地をいたしまして、地域に大きく貢献しているという実情もございまして、なかなか景気動向を読みながらそういったものをやっていくというのは難しい局面はございまして、過去からそういったものを今しっかりと、どう言うんでしょう、負債ではなくて、資産として私どもは持っているというふうに理解しておりますので、そこをできるだけ活用できるように、私ども土木建築部だけではなくて、県庁挙げて活用を目指して、これからも引き続き動いてまいらなければいけないと思っております。

以上です。

嶋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第63号議案平成25年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部の説明を求めます。

渡邊港湾課長 第63号議案平成25年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

説明書の452ページをお開きください。

歳入の内容でございますが、項目欄の1使用料及び手数料1,552万5千円の増額は、港湾使用料の増収に伴うものでございます。

その下の2繰入金の2,135万9千円の減額及び4繰越金の1,314万6千円の増額は、24年度決算において生じた剰余金1,314万6千円を本年度に繰り越し、あわせて一般会計繰入金の減額を行うものでございます。

次に454ページをお開き願います。

歳出の内容でございますが、項目欄1港湾施設管理費のうち、事業名欄の上から3行目の、港湾施設維持修繕事業費1,320万円の増額は、港湾施設の維持修繕が必要となったことによるものでございます。

その下の公債費の623万6千円の減額は、起債の金利が確定したことにより補正するものでございます。

次に、繰越明許費でございます。

資料が変わり恐縮ですが、大分県議会定例会議案（追加議案）の、74ページをお開きください。

事業名欄にあります港湾機能施設整備事業費につきまして、7,100万円の限度額の承認をお願いしております。

これは、地元関係者等との協議・調整に不測の日数を要したこと等から事業費の繰り越しをお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

嶋委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第69号議案損害賠償の額を定めることについて、執行部の説明を求めます。

渡邊港湾課長 第69号議案損害賠償の額を定めることについてご説明いたします。

議案書の112ページをお開き願います。また、お手元の土木建築委員会資料の3ページをください。

先の平成25年第3回定例会の常任委員会においてご報告いたしました。本議案は、県が管理する岸壁において陥没事故が発生し、荷役作業中の移動式クレーン車が貨物船に接触し、損害が発生したため、国家賠償法第2条第1項の規定により、損害賠償を必要とするため、その額を定めることについて議会の議決を求めるものです。

事故は資料の上にありますように、昨年9月3日の午前11時頃に大分港鶴崎地区東岸壁で大分海陸運送株式会社が手配した東正海運株式会社が運航する今福海運有限会社所有の貨物船から、株式会社ミック九州が同社所有の移動式クレーン車で荷揚げ作業をしていたところ、岸壁の陥没によりクレーン車の車体が傾き、クレーン車のアーム部が貨物船に接触し、クレーン車及び貨物船が損傷したものです。なお、人身被害はありませんでした。

岸壁の陥没部分は左下写真のとおりで、貨物船の損傷は中ほどの写真にありますように船の操舵室上部のレーダーやGPS等電子機器類、クレーン車の損傷は右下写真にありますようにアーム部やアウトリガー、これは車体横に張り出しすことで車体を安定する装置、等でございます。

賠償金額については、次の4ページの左側に記載しています。

内訳としては、荷役全体の作業を手配した、大分海陸運送株式会社が69万7,200円です。内容としては、倒れたクレーン車を引き起こすために別のクレーン車及び高所作業車を手配した費用、それから予定した期間内に荷役作業が終了しなかったことによる1日分の滞船料です。

貨物船を運航していた東正海運株式会社が543万3,015円です。内容としては、貨物船が損傷し修理期間中使えないことによる休業補償です。

貨物船の所有者である今福海運有限会社が1,071万円です。内容としては、貨物船の修理費用です。

クレーン車の所有者である株式会社ミック九州が2,764万4,050円です。内容としては、倒れたクレーン車を引き起こすために別のクレーン車及びトラックを手配した費用、クレーン車の修理費用、修理期間中使えないことによる休業補償です。

4者の合計で4,448万4,265円になります。

なお、今回の事故を受け、緊急に岸壁の点検を実施しています。4ページ右側をごらんください。

1にありますように、今回の陥没の原因としては、経年的な土砂の沈下により陥没が発生したものと考えられております。今後、再び沈下が生じないよう硬質発泡ウレタン樹脂による充填を実施するなど対策を行い、昨年12月28日に復旧が完了しました。

また、2にありますように、事故が起きた公共岸壁と同等の構造形式を有し、移動式クレーン車を使用する可能性のある22施設について緊急点検を実施しました。

緊急点検の結果、大分港坂ノ市地区の1施設で、補修を必要とする空洞を1カ所確認しました。現在は補修工事に着手し、年度内の完成予定です。

さらに、3にありますように、その他の岸壁14施設についても、今年度、追加で点検を実施し、7施設については点検が完了しております。

点検中のため中間報告となりますが、点検の結果、国東港で1カ所の空洞を確認しまし

た。現在、空洞箇所をバリケードで囲い、一部使用制限をかけています。

補修工事については、平成26年度に実施する予定です。なお、14施設のうち、残りの7施設については年度内に点検を終える予定です。

今後も引き続き、港湾施設使用者が安全に利用できるよう適切な施設の維持管理に努めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

嶋委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

濱田委員 下の点検したところは築後29年とか21年とか書いてありますけれども、陥没したところは築後何年になるのか。

もう1点は、損害はこれはもちろん県費で払うんでしょうけれども、各運送会社とか、こういう部分は損害保険には入っていなかったんでしょかね。その辺の休業補償とか含めてお答えをお願いしたいと思います。

渡邊港湾課長 陥没が起こった岸壁ですけれども、昭和38年に建設で、現在、50年以上経過したものでございます。

それからもう1点、損害保険、これにつきましては、国家賠償法等にもありますけれども、どちらに非があるかというところが原因でございまして、一定の損害保険ということではなくて、当岸壁の使用につきましては、港湾の荷役業者が港湾の使用許可手続をとりまして、それから適正な通常の荷役作業を行っていたと。それから、あと、岸壁も荷重制限等もかけておりませんで、原因である陥没等につきましても、中に空洞があるということを作業者等は察知することもできないということで、作業者に全く非があるという状況ではございませんので、管理している県にその非があるということで、県が100%損害賠償するというので国家賠償法の適用で処理されたということでございます。

濱田委員 50年たって気がつかなかったら、これはもう見えないからですね、それはしようがないところもあろうかと思うんですけれども、損害保険は恐らく海運会社とか入っていると思うんですよね。だから、もちろん県でせんならんのはわかりますけれども、ある程度二重取りみたいになっても、それは構わんのですかな。「事故太り」と言う者あり）可能性がありますよね。やっぱりその辺の、国や県がせんならんという部分はわかるんですけれども、仮に二重取りになったら、かなりもうけるじゃないですか。その辺の確認というのはないんですか。例えば、ある程度保険で補填されるからこういうものは半分とか、あるいは何分の1とか、そういうことは考えられんのかな。

渡邊港湾課長 保険の確認でございましてけれども、船舶につきましては保険に加入していたということで、保険で修理を速やかにして、船舶はもう動いていますけれども、最終的には、保険会社のほうに県が補償しないといけないという状況になります。

濱田委員 保険会社は求償権でこれをもらうということ。

渡邊港湾課長 そうですね。

濱田委員 直接会社に行かんで、保険会社のほうにこの賠償金は行くということですね。

渡邊港湾課長 はい、そういうことになります。

濱田委員 それならわかります。

藤田委員 ちょっと確認だけですが、このクレーン車の一番最後の休業補償で、補償期間

が3月31日までということになっているんですけれども、これはこの後もまだかかる可能性があるのかどうかということが1つと、クレーンの修理代と休業補償で2,700万円ぐらいかかっているんですが、クレーンのそのものの値段というのはどれぐらいするものなんですか。

渡邊港湾課長 クレーンの修理ですけれども、クレーンのアームが非常に修理に手間がかかっておりまして、7段あるうちの3段目、4段目、これを修理しなきゃいけない。あとは使えるという状況でございます。ただ、アーム部につきましては特殊品でございますから、もう鉄板の製造から日数がかかっているという状況で、3月の終わりまでに終わるかということでございますけれども、まだ3月終わっていないので、終わっている状況ではございませんけど、終わるものと聞いております。

それから、クレーンの費用、値段でございますけれども、クレーンは70トンのクレーンで、これもまた非常に特殊でございます。費用につきましては、価格で9千万円というような値段となっております。

戸高副委員長 事故後に非破壊検査で定期点検をずっとしていただいたと思うんですけれども、再発防止のために今後こういった港湾施設、同等のところではいつ起こり得るかわからん状態の中で、どういう形で定期点検を今から行っていくのか。毎回ずっと毎月やるわけにはいかないですけれども、そういう計画というか、考え方ができていればちょっと教えてもらえますか。

渡邊港湾課長 点検につきましては、これから計画的にしていくという方針のもとに、今、港湾でも維持管理計画、これは1つの施設についての点検をして、その状態を確認して、悪ければ、これからその状態をどう補修していくかという状況を把握する維持管理計画というものを作成しております。これを来年度、26年度まで作成いたします。

戸高副委員長 今つくっているところ。

渡邊港湾課長 はい、今、策定中でございます。その後、長寿命化計画、これは施設一個一個じゃなくて、全部の施設をどう補修していくか。これは1年集中しない、平準化するとか、そういったところも加味しながら、長寿命化計画をその後、策定する予定にしております。その後は定期的に点検をしております。例えば、5年とか10年置きとか。特に今までは目視点検をしておりましたが、今回の陥没事故等では、目視点検をしていた中でそれがわからなかったということで、今回、緊急に空洞調査、電磁波レーダーを用いた点検をしておりますけれども、そういうものも定期的に取り入れていくという方針を持っております。

嶋委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

ここで、暫時休憩をします。再開は午後1時でお願いいたします。

11時53分休憩

嶋委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

執行部より、報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

甲斐土木建築企画課長 平成26年度の土木建築部の組織改正についてご報告いたします。

土木建築委員会資料の5ページをごらんください。

まず1点目が玉来ダム建設事業の推進にかかるものでございます。玉来ダム建設工事が本格化することに伴い、玉来ダム建設事務所に名称を改めます。また、玉来ダムの早期完成を目指し、建設課を建設第1班及び建設第2班の2班体制に強化いたします。

2点目が道路インフラの管理・保全体制の強化にかかるものでございます。

道路施設の適切な管理・保全を一元的に推進するため、道路課の道路管理業務を道路保全整備室に移管し、同室を道路保全課に改組し、これにあわせて、道路課を道路建設課に名称を改めます。

3点目が組織の簡素・効率化にかかるものでございます。

大分駅付近連続立体交差事業の工事終了により、大分駅周辺総合整備事務所を廃止します。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

甲斐土木建築企画課長 指定管理施設の利用料金の改定について、私から一括してご報告いたします。

委員会資料の6ページをお開き願います。

まず、1の基本的な考え方をごらんください。

26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、公の施設の使用料については、引き上げ分を使用料に転嫁することとしており、今議会に使用料及び手数料条例の一部改正案を提出しているところです。

土木建築部では、使用料を徴収している指定管理施設は大洲総合運動公園などがありますが、これとは別に、下の表に掲げているとおり、大分県リバーパーク犬飼、別府港機械管理駐車場は利用料金制を採用しており、使用料と同様に施設利用料金を改定するものです。

利用料金制は、施設の設置条例で規定する上限・下限額の範囲内で、県の承認を受けて指定管理者が額を設定し、指定管理者自身の収入として収受するものです。

今回、利用料金制の施設の指定管理者から、消費税引き上げ相当分を引き上げたいとする利用料金改定の承認申請が提出されたところであり、県としてこれを承認したところです。

大分県リバーパーク犬飼については、グラウンド使用代等について利用料金の引き上げを行います。

別府港機械管理駐車場の駐車料金については、利用実態を勘案し、料金収入全体として3%程度増収となるよう設定し、現行では、2時間超から12時間以内400円としてい

る料金を2区分に分けまして、7時間超から12時間以内500円の区分を新設します。

また、12時間を超えるものについては、これまで6時間ごとに200円加算していたものを、12時間超から18時間まで100円加算と18時間超から6時間ごとに200円加算に区分いたします。月単位の駐車場使用代については、3%程度の引き上げを行うこととしております。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないようですから、次の報告をお願いします。

進建設政策課長 アセットマネジメントの推進についてご説明いたします。

委員会資料の7ページ左側をごらんください。

現在、土木建築部におきましては、橋梁、トンネルなどの道路施設や、河川、砂防、港湾施設等、県民生活を支える数多くの社会インフラの維持管理を行っております。

その代表例として橋梁、トンネルの老朽化の現状についてご説明します。

資料の右側の円グラフをごらんください。県管理の橋梁は2,392橋あり、平成24年度末で建設後50年を経過したものは全体の約24%ですが、20年後にはこれが約62%となるなど、今後急速に老朽化が進んでいきます。県管理のトンネルについても、橋梁同様に老朽化が進んでいきます。

続いて、資料の下段をごらんください。アセットマネジメントの考え方についてご説明します。

まず、維持管理の基本となる施設の点検・診断を着実に進め、その上で老朽化対策の内容や時期等を記載した長寿命化計画を策定します。その計画に基づき、適切なタイミングで補修工事、あるいは施設の更新を行い、そのデータを台帳で管理していくという一連の作業を循環的に行ってまいります。これをアセットマネジメントと呼んでおり、平成23年度から取り組んでいるところです。

資料の8ページをお開き願います。上段のアセットマネジメントサイクルに沿って、取り組み状況をご説明します。

1つ目は、インフラ点検の着実な推進です。

国の交付金等を受け入れ、インフラ点検を積極的に進めており、特に橋梁、トンネルは今年度1巡目点検を完了させます。その他の河川、砂防、港湾施設等についても点検を推進してまいります。

2つ目は、施設ごとの長寿命化計画の策定です。

橋梁や河川の排水機場・水門、公園施設については、他の施設に先駆けて長寿命化計画を策定しており、今年度からは、港湾、舗装、県営住宅の計画策定に着手しているところです。他の主要な施設についても、点検の結果を踏まえ、順次策定してまいります。

3つ目は、補修対策等の実施です。

計画に基づき、優先順位を定めて、橋梁、港湾の岸壁、人家裏の急傾斜施設などさまざまな施設の補修対策等を実施してまいります。

4つ目は、維持管理コストの低減に資する新技術の導入です。

まず、トンネル照明のLED化については、今年度は国東市の国道213号国見トンネ

ルなど2カ所で、来年度は、大分市の国道210号大道トンネルなど5カ所で実施いたします。

また、既存の一般道路照明1,885灯についても、平成26年度から3年間でLED化を進めてまいります。こうした取り組みにより、年間約3,700万円ほどの維持管理費の縮減が図られると考えています。

また、近年、点検機器の高度化、汎用化が進んでおりますことから、電磁波レーダによるトンネル背面空洞調査など、調査関係にも新技術の導入を進めてまいります。

表の上段右側に黄色で目標を示しておりますが、今後とも、施設の安全性の確保、維持管理・更新コストの縮減を目指して、こうしたアセットマネジメントの取り組みを着実に進めてまいります。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

濱田委員 具体的取り組みの2番目ですね、特にいろんな要望といいますか、我々が意見を求められたり、聞いてくるあれが多いのは、水門、いわゆる河川から農業水路に入る、この辺の老朽化とか、あるいは堆積土砂とか、水路自体もかなり老朽化しておるわけですね。ただ、水路自体は振興局の農林基盤部、その接点といいますか、この辺の打ち合わせとか、あるいはお互いの連絡の方法、あるいはこういうチェックをやる場合に一緒にその辺をやっていくのか。その辺の今までの取り組み、そしてこれからはどんな取り組みをやっていくのか、その辺をちょっとお伺いしたいです。

菖蒲河川課長 ただいまのお話ですけれども、河川から農業用水を取水する施設、用水路の水門等は許可工作物といいますか、水路組合等が管理をしている施設ということになります。それから、私ども河川管理者が管理している施設としては、逆に排水の門とか、そういったものがこの河川の施設というふうになります。もちろん、河川については巡視とか点検とかもやっていますけれども、当然こちらが発見したものについては、違う施設であっても、そういう情報をお互いが連絡し合うとか、そういったことはやっておりますけど、一緒に計画をつくるとかいうのは当然施設が違いますので、それぞれの計画ということになっておるかと思えます。

濱田委員 だから、基本的には、特にこういう、この写真に出ておりますけれども、水門、あるいは農業用水の取り入れのところについては、もちろん土木の河川の内部でありますし、水路自体は振興局の農林基盤部でありますし、市町村もいろんな意味で絡みがあるわけですよ。その辺のせっかく見直したり長期の長寿化のいろんなことをやるときには、問題ごとにやはりちゃんと市町村とかも含めた連携をとっていただきたいなど、そういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

平岩委員 インフラ点検の、その点検を実際になさるのは特別限られた業者がなさるのか、そこらあたりを知らないので教えてください。

進建設政策課長 いろんなものがありまして、例えば、橋梁等の点検で申しますと、職員が見れるものの場合、けた下が小さくて、下からおりていっても見える、あるいはたたける、そういったところは職員がやっております。それ以外にどうしても特別な車両とか検査機械とかが必要なケース、そういうのは外部委託したり、できるだけ職員ができるものはやっております。そういったことで、いろいろ状況状況に応じて点検をやっていると

いう状況でございます。

平岩委員 外部委託されるときは、もう随意契約みたいな形でやっていたらいいんですか。

進建設政策課長 やはり見積もりが歩掛かりがないものがございますので、ある程度見積もりをとって積算をいたしまして発注しているというのが通常でございます。

濱田委員 もう1点。今、集中豪雨で、最終的にこの排水機能がもう詰まっているというか、はけ切らない、そういう状況が雨次第では出ておりますよね。だから、いろいろ長期のこういうのを立てるときに、想定外と言え、もうそれで済むもんじゃなくて、ある程度もっとレベルを上げた対応策をやらないと、今、集中豪雨が物すごく激しいからですね。また、集中豪雨も局地的にずうっと狭まったところにたくさん集中して降る。だから、せっかく長期でこんなことをやるんならば、ぜひ想定外にならんようにやっていただいたほうがいいんじゃないかなと、そういうふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

嶋委員長 私から1点。社会インフラの老朽化対策の考え方というのは大変結構なんですけど、ご説明にもありましたように、年々これ、老朽化した社会インフラはふえていくわけでありまして、大事なことは安全性を確保することだと思うんです。それで、この円グラフにありますように、このまま放置すると——このまま放置するとか、建設後50年経過した橋梁、トンネルは1,495と249ということですが、このアセットマネジメントの考え方で44年というのは出ておりますけれども、この44年にどのぐらいの道路、橋梁の安全性が確保できるのか、長い目で考えていって、ある程度の目標設定も必要だと思うんですが、そこら辺をちょっとお答えいただけますか。

亀井道路保全整備室長 例えば、橋梁につきましては、平成18年から20年に遠方目視で点検しておりまして、それをもとにして22年に長寿命化計画というのを立てております。その計画があった中で、どれくらい悪いということには対策をとっておるんですけど、21年から実際に遠方目視ではなしに、橋梁等を触ったり、直に見たりですとか、しっかりした点検を5年間でやっておりまして、ことし終了いたします。その結果をもとにして、こういった時期にこういった補修をすればいいかという長寿命化計画を立てます。その中で、例えば、委員長がおっしゃった44年ごろにはこういった状況になるのかというのを予測しながら対策を進めていくというふうに考えています。

嶋委員長 よくわかるんですが、ざっくりとね、細かいことはわからなくても、この1,495の橋梁、249のトンネルのおおむね何割ぐらいは44年までに安全性を確保したいとかいう、やっぱりそこら辺の目標がないといかんのかなと思うんですが。

亀井道路保全整備室長 ざっくりと言いますと、橋梁自体が何か上から物が落ちてくるとか、下の人にけがをさせるとか、あるいは落橋するようなものとか、そういったものは一切ない。ちょっとした手当てをすれば直るといような橋梁だけが残るといような形で手当てしていきたいというふうなことです。

嶋委員長 安全性というものに幅があるということですね。（「はい」と言う者あり）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに質疑もないようですので、次の報告をお願いいたします。

菖蒲河川課長 平成24年梅雨前線豪雨災害の復旧状況についてご報告いたします。

委員会資料の9ページをごらんください。

道路、河川、砂防設備を合わせた公共土木施設災害の復旧箇所847カ所の復旧状況と今後の復旧見込みについてご報告します。

まず、公共土木施設災害の復旧状況及び今後の見込みですが、着手済みの欄の一番下にありますとおり、2月末時点で839カ所の復旧工事に着手しており、そのうち796カ所について、復旧を完了いたしました。復旧箇所の進捗率は94%となっております。残る51カ所の内、3月末までに22カ所、さらに6月末までに10カ所の復旧を完了させて、6月末における未復旧箇所は19カ所となる見込みです。

次に、2未復旧箇所の状況及び今後の対応ですが、19の未復旧箇所の多くは、再度災害の防止・軽減を図るために、新たに用地を取得し川幅の拡幅するなど、玖珠町の春田川の災害関連事業や日田市の有田川の激特事業など河川の改良を行う事業です。地元の皆様のご理解とご協力をいただきながら、おおむね3年から5年をかけて抜本的な対策に取り組んでいるところです。

また、その他の箇所については、日田市の熊ノ尾川など、狭く険しい地形で現場条件に制約があり、工事用道路の確保などに時間を要したものです。既に工事着手している箇所については、大型土のう等によって梅雨期の急な出水に備えるとともに、工事の工程管理及び安全管理を徹底し、早期の完成を目指してまいります。

なお、平成24年度に発注した工事のうち、本年3月末までに完了しない箇所については、予算の繰越制度にのっとり再度の繰り越し手続を行い、継続的な事業の執行に努めてまいります。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見はございますか。

戸高副委員長 この日田の河川、中津の6月末見込み残箇所ですかね、6カ所と10カ所、これは結局、先ほど説明があった、おおむね3年から5年にかけての抜本的な対策で残りの箇所を改善していくという、そういう考え方でいいの。

菖蒲河川課長 そうですね、基本的に災害関連事業ですとか、先ほど言いました激甚災害対策特別復旧事業とか、あと、床上という事業、中津なんかございますけれども、一定期間でそういう一定計画のもとに改良を一緒に行うという事業ですので、やはり用地買収が伴ってまいりますので、どうしても2年間では事業はもう終わらない。当初の計画から3年はかかるという事業でございます。

嶋委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

渡邊港湾課長 大分臨海部の地震・津波対策検討会についてご説明いたします。

委員会資料の10ページをお開き願います。

大分臨海部の地震・津波の防災対策について、検討を行うため、学識経験者や企業関係者を委員とした大分臨海部の地震・津波対策検討会を1月14日に設立しました。10ページの資料は、検討会資料の概要版です。

1にありますように、大分港の臨海部には、製鉄、石油、電力など、日本を代表する企業が立地しており、産業や雇用の中核として極めて重要な役割を担っています。

一方、2にありますように、今後30年以内に、南海トラフ地震の発生確率が70%程度と高く予測されています。

また、3にありますように、護岸は築造から40年以上が経過し老朽化が進んでおり、地震津波対策や老朽化対策が急務となっています。

資料の11ページをごらんください。

検討会につきましては、準備会を含め年度内に3回の開催を予定しております。本日は、第1回の検討会を開催いたしました。委員につきましては、右側にありますように、学識経験者5名、企業関係者3名により構成されており、市街地の安全性の確保や鉄鋼・石油化学製品及びエネルギー等の安定供給の確保などに向けての防災対策のあり方についてご提言をいただく予定です。

今後は、提言内容を十分に精査したうえで対策を検討し、大分港臨海部の地震・津波対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 これさっき昼のニュースでやっていましたよね。（「はい」と言う者あり）対策案及び提言案というのを示されたということですか、きょう。案が示されたということですか。

渡邊港湾課長 はい。今日の検討会、途中までしかちょっと私も参加できませんでしたので。

嶋委員長 途中まででも出られたんですか。

渡邊港湾課長 きょうは被害を想定して、被害額を算定したところで、具体的な対策案の詰めにつきましても、第3回目にまとめて提言したいというふうに考えております。

嶋委員長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

黒木公営住宅室長 県営住宅管理代行の開始についてご報告いたします。

委員会資料の12ページをお開き願います。

まず、一番上の導入スケジュールでございますが、公営住宅法上の手続である事業主体の同意と県報掲載等の公告を経て、先月28日付けで大分県住宅供給公社と基本協定を締結したところであります。

いよいよ新年度から管理代行を開始いたしますが、管理代行制度のメリットによる①事務処理の迅速化から④災害時における迅速な対応などのサービス向上が図られます。

さらに新たな取り組み等について、1の事業計画でご説明いたします。

まず1点目は、募集方法の見直しでございます。大分地区では、現行、年2回の定期募集でしたが、これを年4回と拡大します。また、退去修繕後に行っているこれまでの募集に加え、空き家となった場合に直ちに募集ができる、当選後の修繕を条件とする募集方法についても試行的に実施し、入居機会の拡大を図ります。

2点目は、入居者サービスの向上でございます。単身高齢者・障がい者世帯への見守り訪問や団地内の花いっぱい運動を継続実施するとともに、所得額証明書の代理取得サービ

スについても対象を拡大します。

さらに、県内最大の団地である敷戸団地内の公社賃貸店舗を、NPO等の地域活動拠点としてモデル的に提供するとともに、竹田市役所内に県営・市営を一体管理する住宅管理センターの設置を検討してまいります。

3点目は、家賃収納対策でございますが、目標指標の現年度収納率を99.6%へ引き上げるとともに、現在、債権回収会社へ委託している退去滞納者に係る収納事務について、公社による対策強化を図ってまいります。

次に、2の契約額でございますが、3年間で約11億3,400万円となっています。

なお、導入効果を検証でございますが、管理運営に対する第三者評価を継続するとともに、県としても公社への指導・監督を徹底してまいりたいと考えています。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

濱田委員 大分地区以外全地区というのは、具体的には市はどんな市ですか。

黒木公営住宅室長 大分地区以外の地区につきましては、これまで随時募集をしておりますが、定期募集というのはございません。空き家が出て、退去修繕等終わって準備が整い次第に募集をかけるというやり方でやっております。この下の全地区というのは、県内全域にわたって、今まで退去修繕が終わって募集をかけると、どうしてもやっぱり2カ月、3カ月という入居までの期間がかかります。これを空き家が出た時点で募集をかけて、入居が決まったら退去修繕を同時に行うということで、入居までの期間を短縮しようというのがこの新しい取り組みでございます。

濱田委員 いやいや、それじゃなくて、どこの市を管理しているのかなということ。市の名前。

黒木公営住宅室長 全地区ですから、全市町村。

濱田委員 全部ですか。18市町村全部。

黒木公営住宅室長 はい、県営住宅は18市町村全てにございますので、全ての県営住宅が対象です。

濱田委員 そうですね。（「市営住宅のことお尋ねしたいんじゃないの。市営住宅も管理するんですから」と言う者あり）市営も管理していますよね。

黒木公営住宅室長 市営住宅につきましては、公社が管理をしておるんですが、基本的に事業主体である各市が募集方法とか決定することがあります。ただし、今ちょっと例で出しましたように、竹田市につきましては、竹田市内の市営住宅と県営住宅を一体的に管理、竹田市役所内に住宅管理センターを設けて一体的に管理することによって募集方法であるとかそういったものも統一していきたいというふうに考えております。

戸高副委員長 見守り訪問というのは、これは代行の業者、管理代行のほうでやるということなんですか。

黒木公営住宅室長 これまでも住宅供給公社のほうで月に1回、単身高齢者の世帯について安否確認をしておるんですが、引き続きこれを続けるということでございます。

戸高副委員長 どれくらいのスパンでやるんですか。

黒木公営住宅室長 月に1回です。

戸高副委員長 回った状況の報告というのは、今までも上がってきているんですか。

黒木公営住宅室長 月に1回、いつ行って、安否確認ができた。できなかった場合は近所の人に状況を確認したり、そういったことをして、その報告は毎月県のほうにも上がってまいります。

戸高副委員長 ありがとうございます。

嶋委員長 ほかに、質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

衛藤委員 河川課長の担当になるんでしょうか。きょうも知事さんから大雪災害の件で話がありましたけど、大雪で川のふちにある竹が倒れて川をつぶしたということは県内ありませんか。

菖蒲河川課長 特段、今回の雪でそういう苦情というのは特には。道路際はですね。川のほうは余り聞いていないですが。

衛藤委員 実は1つあるんだけどな、山香に。立石川というのかな、そこがすごい竹が倒れて、川の半分ぐらい埋まっちゃう。まだ今はいいけど、梅雨になったらちょっと困るなということで、1回また調査してくれんやろうかな。写真はわしが持ちこる。

菖蒲河川課長 わかりました。

衛藤委員 じゃ、お願いします。

嶋委員長 ほかにありませんね。次回の委員会は、3月20日木曜日、午後2時から開きたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

嶋委員長 よろしく申し上げます。ほかにないようですので、これをもって本日の委員会を終わります。

本日はどうもお疲れさまでした。